

日本学生支援機構奨学金 在学猶予の手続について

奨学金の貸与が終了(辞退・廃止も含む)した後、**進学した人や、引き続き学校に在学している人(留年等も含む)**は、**在学猶予の手続**をすることで、**在学期間中、返還が猶予されます。**

＊ 留年者、卒業延期者は、1年ごと(4月)に手続する必要があります。

手続した場合

- ＊ 在学期間中は返還が猶予され、**卒業後7ヶ月目**から返還が始まります。
- ＊ **第二種奨学金**の場合、猶予期間中は**利子が付きません。**

手続しない場合

- ＊ **貸与終了後7ヶ月目**から返還が始まります。
- ＊ 初回返還が振替不能とならないよう、**口座の確認**をしてください。

手続方法

◆ **「スカラネット・パーソナル」から入力する**
(入力時の学校番号は **108002-01** です)



または、

◆ **「在学届」を大学に提出する**

「在学届」は、以下の方法で入手できます。

- 「返還のてびき」内の様式をコピー
- 学生生活支援グループ(または医・創造工・農学部の学務係、学生係)窓口で請求
- 大学または日本学生支援機構のホームページからダウンロード

手続期限

令和2年4月24日(金)

※年度の途中で奨学金の貸与が終了した場合は、終了時に手続してください。

令和2年4月6日 学生生活支援グループ